事 務 連 絡 令和4年4月14日

都道府県水道行政主管部(局) 担当者 殿

厚 生 労 働 省 医薬・生活衛生局水道課

水道施設台帳の整備の推進について (再周知)

水道行政の推進については、平素から格段の御配意を賜り厚く御礼申し上げます。

水道法の一部を改正する法律(平成30年法律第92号)において、水道事業者及び水道 用水供給事業者(以下、「水道事業者等」という。)に対して水道施設台帳の作成及び保管 が義務付けられております。

これに対し、「水道法の一部改正に伴う水道施設台帳の整備について」(令和元年9月30日付け薬生水発0930第2号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知)により、水道施設台帳の整備完了期限が令和4年9月30日である旨等を通知し、「水道施設台帳の整備の推進について」(令和3年9月30日付け事務連絡)において、期限までに水道施設台帳の整備を完了するよう、重ねてお伝えしたところです。

現在、期限まで残り半年を割り込んでいること及び、厚生労働省及び全国簡易水道協議会による水道施設台帳の整備状況調査の結果(別添1及び別添2資料参考)から、特に小規模な水道事業者(簡易水道事業者を含む)における水道施設台帳の整備が進んでいない等の状況に鑑み、水道施設台帳を未整備の水道事業者等においては、期限までに整備を完了していただきますよう、改めて周知致します。

各都道府県水道行政担当部(局)におかれましては、貴管下都道府県認可水道事業者等(簡易水道事業者を含む)に対し、本件の周知徹底を図っていただきますようお願い申し上げます。加えて、貴管下都道府県認可水道事業者等(簡易水道事業者を含む)の台帳整備状況を踏まえ、認可権者として適宜適切な指導・監督に努めていただきますよう申し添えます。

(連絡先)

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

担 当:山下、向川、竹中、江口、竹内

電 話:03-3595-2368(直通)

E-mail: suidougijutsu@mhlw.go.jp

(参考)

通知・事務連絡については、以下のページをご参照ください。

○「水道法の一部改正に伴う水道施設台帳の整備について」(令和元年9月30日付け薬生水発0930第2号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知)https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160418\_00005.html

○「水道施設台帳の整備の推進について」(令和3年9月30日付け事務連絡) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160418\_00018.html